総合口座取引規定

(令和7年9月1日現在)

1. 総合口座取引

- (1)次の各取引は総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。
 - ①普通預金(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。)
 - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、および変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」といいます。)
 - ③第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2)普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号および第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

2. 取扱店の範囲

- (1)普通預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 定期預金の預入れは当組合所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または 書替継続は当店のみで取扱います。

3. 定期預金の自動継続

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日 指定定期預金は、通帳の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期 預金に自動的に継続します。
- (2)継続された預金についても前項と同様とします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

4. 預金の払戻し等

- (1)普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2)前項の払戻しの手続きに加え、この預金の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するため、当組合所定の各種確認や資料の提出を求めることがあります。
 - この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いませ ん。
- (3)普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (4)普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額

(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

5. 預金利息の支払い

- (1)普通預金(ただし、利息を付さない旨の約定のある普通預金を除きます。)の利息は、毎年2月と8月の当組合所定の日に、当該普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. 当座貸越

- (1)普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金 (受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。) は貸越金残高に達 するまで自動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第1項第1号の貸越利率の高い順 にその返済にあてます。

7. 貸越金の担保

- (1)この取引の定期預金は、第2項の順序に従い、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引の定期預金は、第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、期日指定定期預金、自由金利型定期預金(M型)、変動金利定期預金の順序により担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、第6条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ②前号の場合、貸越金が新極度額をこえる場合には、直ちに新極度額をこえる金額を 支払ってください。

8. 貸越金利息等

- (1)①貸越金の利息は、付利単位を100円とし毎年2月と8月の当組合所定の日に1年 を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。 この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年率0.50%を加えた 利率

- B. 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金 (M型) ごとにその約定利率に年0. 50%を加えた 利率
- C.変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年率 0.50%を加えた利率
- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ち に極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③この取引の定期預金の全額の解約により、残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
- (3) 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%(年365日の日割計算)とします。
- 9. 届出事項の変更、通帳の再発行等
- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4)この通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
- 10. 成年後見人等の届出
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、直ちに、成年後見 人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等 について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお 届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合は、直ちに任意後見人 の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に届出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

11. 反社会的勢力との取引謝絶

この預金口座は、第16条第6項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第6項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

12. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当 の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につ き偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任 を負いません。

13. 即時支払

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6カ月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ①当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

14. 取引の制限等

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・ 在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金 者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する ことができるものとします。
- (4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれ

が合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

15. 手数料の取扱い

(1)この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当組合所定の手数料をいただく場合があります。

(2)未利用口座管理手数料

- ①当組合が別に定める条件に該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当組合はこの預金口座から払戻請求書等によらず当組合所定の方法により、当組合所定の未利用口座管理手数料を引落します。なお、未利用口座管理手数料は、通帳に記載することにより通知にかえるものとします。
- ②前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合、残高全額(解約利息を含みます。)を未利用口座管理手数料に充当のうえ、当組合は預金者に通知することなく、この預金口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分について、当組合はこれを請求いたしません。また、解約された口座の再利用はできません。
- ③前号の規定にもとづきこの預金口座が解約された場合、各種料金等の自動支払いその他預金口座に直接関連する各種お取引がこの預金口座についてあるときには、預金口座の解約に伴い、これらのお取引についても、預金者に通知することなく解約することができるものとします。
- ④一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

16. 解約等

- (1)普通預金口座を解約する場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記 名押印してこの通帳とともに、当店に提出してください。この場合、この取引は終了 するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に 定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書 (通帳)を発行します。
- (2) 第13条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を 解約できるものとします。
- (3) 第1項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当組合所定の各種確認や資料の提出を求めることがあります。

この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

- (4) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当組合が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金

者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、 通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出の あった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の 名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第18条第1項に違反した場合
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤当組合が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した 事項または第14条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届 出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑥前5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない 場合
- ⑦第14条第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上 に亘って解消されない場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明 ・ 確約に関して虚偽の申告をしたことが判明 した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知 能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される べき関係を有すること
- F. その他前各号に準ずる者
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または 当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

17. 差引計算等

- (1)この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
 - ③第1号により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当店に 申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出また は保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

18. 譲渡、質入れの禁止

- (1)普通預金、定期預金、その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。
- 19. 保険事故発生時における預金者からの相殺
- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項および第2項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序 方法を指定のうえ、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通

帳とともに直ちに当組合に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

- ②前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前 日までとし、利率は当該預金通帳表示の約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺 通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとし ます。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いにつ いては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

21. 規定の交付

- (1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは当組合ウェブサイトへの掲載の 方法により行うこととします。
- (2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申出てください。

以上

淡陽信用組合

URL https://www.danyo.co.jp/regulation/index.html